

国際会計基準2007年問題 の実務対応

<5>

◆◆◆今回のポイント◆◆◆

- 2005年4月27日にCESRは、EU域内証券市場に上場・公募している日本企業に対して、2007年から追加的な決算情報の開示を義務付けるよう求める中間報告をまとめた。
- CESRはこの中間報告をベースに2005年6月末に最終報告をまとめ、EUは年末までに最終判断を固める。
- 一番負荷がかかる「補充計算書 (Supplementary statements)」作成には、3項目が指定された。
 - (1) 持分プーリング法 (IFRS 3)
 - (2) 連結範囲 (「支配」の定義) (IAS 27)
 - (3) 親会社と連結子会社の会計方針の統一 (IAS 27)

(金融庁HPより転載)

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
企業結合	●パーチェス法を原則とするが、対等合併と認められる限定的な場合、持分プーリング法を適用。(2006年4月から適用)	●全てに企業結合にパーチェス法を適用。	●全ての企業結合にパーチェス法を適用。
連結の範囲 (SPEの連結)	●支配力基準で連結。 ●資産の流動化に関する法律に基づくSPE (特別目的会社) については、一定の条件の下で、連結の対象外とされる。	●支配力基準で連結。	●持株基準で連結。 ●一定の条件を満たす適格SPEについては、連結の対象外とされる。
存外子会社の会計基準の統一	●原則として、子会社についても日本基準を適用。 ●ただし、明らかに合理的でない場合を除き、現地の会計基準に準拠することが可能。	●子会社についても国際会計基準を適用。	●子会社についても米国会計基準を適用。

●上記以外にも追加的な情報開示が求められている事項があり、また米国会計基準で開示をしている日本企業にも追加的な開示が求められた (次回以降解説)。

第2章 「2007年問題」〈Area 2〉(続き)

第9節 EU域内証券市場に上場・公募している日本企業に対して求められた「補充計算書 (Supplementary statements)」について

「補充計算書 (Supplementary statements)」は、会計基準の認識及び測定に大きな差異が生じた場合に、株主資本や純利益のような主要指標について、自国の会計基準からIFRS/IASへの変動要因を表に記載するものである。

今回、CESRから同計算書の作成の指示を受けているのは、以下の3つである。日本企業は以下の会計基準について「補充計算書 (Supplementary statements)」を作成しなければならない。

- (1) 持分プーリング法 (IFRS 3)
- (2) 連結範囲 (「支配」の定義) (IAS 27)
- (3) 親会社と連結子会社の会計方針の統一 (IAS 27)

第1款 持分プーリング法を巡る問題

IFRSやUS-GAAPは企業結合に際して「パーチェス法」のみを採用している。パーチェス法では、買収企業と被買収企業を明確に分け、被買収企業の資産負債を時価評価し、買収対価との差額を「のれん代」として無形固定資産として認識する。また「のれん代」は設備のように老朽化しない価値と考え、減価償却を認めない。のれん代の価値が低下した場合は、ある時点の決算で損失を計上する「減損会計」を対応する (なお、日本の企業結合会計基準ではのれんを20年以内の期間で規則的償却を行うことになっている)。

一方、日本の企業結合会計基準では、買収企業と被買収企業が区別でない場合等においては、全ての結合当事企業の資産負債を資産・負債・資本を適正な帳簿価額を引き継ぐ会計処理方法を適用する。帳簿価額で引継ぎが行われる

ため、「のれん代」は計上されない。日本が持分プーリング法を採用している背景には、「対等合併」に代表される日本独特の企業風土がある。対等合併は、勝ち組 (買収側)、負け組 (被買収側) を明確にせず、人的融合をスムーズにするのが狙いである。しかし、実務上は対等合併の多くは実際には買収であり、事前にのれん代を含む相手先企業の企業価値の調査は徹底して行われている。それでも、対外的な財務諸表は相手先の企業価値が明示されないよう配慮されている形となっている。

CESRは、EU域内の投資家の目から、このような対等合併の処理は、企業買収における資金の流れを分かりにくいものとし、持分プーリング法を認めず、パーチェス法のみを適用することを義務づけた。この結果、EU域内に上場・公募を行っている日本企業は買収企業と被買収企業を明確にし、被買収企業の合併・買収時の対価の評価替えを行い「のれん代」を計上することが求められることになる。

そして、この調整を行うべき全ての貸借対照表・損益計算書等に関する事項を「補充計算書 (Supplementary statements)」に記載することが必要になる。

第2款 連結範囲 (「支配」の定義) (IAS 27) を巡る問題

日本基準では、議決権基準をベースに連結すべき子会社・関連会社が決定される (財務諸表規則第8条第4項及び第6項)。また、特別目的会社については、原則連結の対象範囲から除かれている (財務諸表規則第8条第7項)。

一方、IAS 27及びSIC (IASの解釈指針) 12では、特別目的会社等も一切連結対象の例外とせず、また議決権は考慮せず、実質支配力のみで連結対象を判断している。

CESRは特にペーパーカンパニーや金融商品

等における損失の飛ばし行為等に注目し、EU域内に上場・公募している日本企業に対し、差異を「補充計算書 (Supplementary statements)」に記載することを要求している。

第3款 親子会社の会計方針の統一 (IAS 27) を巡る問題

日本基準では現在、連結財務諸表を作成する際、親会社が日本基準で、海外の子会社は現地国の会計基準を使用することを認め (連結財務諸表規則ガイドライン13-1-4)、海外の連結子会社は現地国の会計基準を使う場合がほとんどである。この為、グループ内で会計基準を統一しようとする、米国基準で決算している米国連結子会社の決算書を日本基準に作り変える必要がありから、厄介とされる。

IAS 27では、類似の取引・事象では同一の会計処理を行うことを義務付けている。

EU域内に上場・公募している日本企業に対し、日本の親会社が採用している会計方針と連結子会社の会計方針の適用について勘定科目と数値等の差異について「補充計算書 (Supplementary statements)」に記載することを要求している。

第4款 金融庁の対応

2005年5月16日、金融庁は、2005年5月18日に、国内の民間関係者 (企業会計基準委員会、日本公認会計士協会及び日本経済団体連合会) とともに、EU (欧州連合) の証券規制当局から構成される CESR (欧州証券規制当局委員会) 事務局 (フランス・パリ) を訪問し、CESR 財務報告グループ (CESR-Fin) が開催する「特定第3国会計基準と国際会計基準 (IAS) との同等性に関する技術的助言案」に関する公聴会に参加することを発表した。今回の我が国関係者による CESR の公聴会への参加は、我が国会計基準の国際会計基準 (IAS) との同等性が認められるための取組みの一環として、我が国会計基準に求められている一定の補充措置の解消や縮小に向けて、助言案に対して意見を述べることを目的とするものとしている。

また、金融庁は以下の意見を表明するとしている。

(1) CESRの同等性概念との関係

● 今回の CESR 案は、会計基準の各項目の詳細について技術的比較を実施。CESR は、概念ペーパーに十分沿って、投資家を基準として、真に重要な相違にのみ焦点を絞るべき。

● CESR 案が求めている補充措置は確実に企業側に多大なコストをもたらす、EU 市場のグローバルかつ開放的な性格の確保、EU 市場における投資機会の確保と両立せず、EU の投資家にとっても不利益となることを認識すべき。CESR は、経済的影響を真剣に考慮し、実際のアプローチをとるべき。

(2) CESR案の「補充措置」の問題点

● 補充措置のうち、追加的な数値情報又は補充計算書は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるものであり、多大なコストと負担。これでは、日本企業に対して EU 市場へのアクセスを事実上否定することになりかねない可能性。

● CESR は、追加的な数値情報及び補充計算書の適用を厳格に限定するべき。

(3) CESR案の「重要な相違」の評価の問題点

● CESR 案では、実質的には投資家の判断にとって重要でない技術的な相違にもかかわらず、「重要な相違」とされている項目がかなりある。CESR は、概念ペーパーを十分踏まえ、これらの会計基準の技術的詳細に起因する差異を「重要な相違」とするべきでない。

上記の日本側の主張に対して CESR は

- ・企業ごとに違いがありコストの大きさは一概には言えない、
- ・追加情報を得る投資家の利点も配慮すべきである、
- ・追加情報の開示要請はあくまで欧州の投資家保護が目的である、

と反発した。



“長期利益か、短期利益か、それが問題だ”

会計基準がますます難しくなるのは、経営環境と取引内容の複雑化に対応するだけではなく、企業の株主価値を大きく損ない市場不信を招く大型不祥事と粉飾決算が起こるからだ。

では、“なぜ企業は不祥事や粉飾決算を繰返すのか”、という疑問はなかなか解けない。不祥事企業にも人格高潔な経営者・従業員が多いとすれば、ますます疑問は膨らむ。強大な企業ほど高い社会的責任を負っており、倫理なき企業は生き残れないことは誰の目からみても明らかである。それにもかかわらず、社会的責任や倫理を無視して利益を追求し、企業不祥事や粉飾決算を行なう企業があつとを絶たない。深刻に考えるだけでは回答は得られない。

そこで、ジョエル・ペイカン『ザ・コーポレーション』を読んでみる。経営財務の目からみて興味深いのは第2章「社会的責任論の限界」(原文では“Business as Usual”)だ。とくに、「経営者は株主のためにできるだけ多く儲けるのが道徳的な義務であり、企業の社会的責任が容認されるのは利益追求の方便であるときだ」という M・フリードマンと、「環境への取り組みは利益に劣らず大切だ」として、BP のグリーン・ブランド・イメージを高める J・ブラウンの対比である。二人の相容れない意見は、わが国でも最近流行の CSR 論議に一泡吹かせるものがあり、改めて“企業とは何か”、“決算利益とは何か”という伝統的な問題について再考を迫るものが

ある。

“道徳的に振る舞おうとする経営者は、実は非道徳的だ”という M・フリードマンにしても、“社会的責任を唱える経営者がいたら、すぐさま解雇すべきだ”という P・ドラッカーにしても、理論的背景にあるのは新古典派経済学であり、またはそれに近い考え方であろう。その原点はオーストリア学派であり、その創始者は C・メンガーであった。その古典的著書『一般理論経済学』は「欲望の理論」から始まるが、欲望には「利己的欲望」と「利他的欲望」があると指摘している。そこから発展した「交換の理論」は、モノやサービスを交換する経済主体双方が欲望を満足させる事例に基づいている。この理論は主観価値説と呼ばれ、労働価値説は客観価値説と呼ばれることもあるが、後者の方が主観的であり、前者の方が現実的だ。メンガーの理論を会計に適用すると、利益には短期利益と長期利益があると云える。利己的欲望の満足のみ考え、企業を取り巻く他のステーク・ホルダーの欲望満足を眼中に置かないビジネスは、短期利益を追求する。他方、顧客満足度を高め、環境にも配慮すれば、短期利益はある程度犠牲になるが、長期利益につながる。

そのように考えれば、フリードマンとブラウンの対立は、企業は“短期利益を重視すべきか、長期利益を重視すべきか、それが問題だ”という、ハムレット流の煩悶とさほど変わりはないことになる。

(悟空)